三次市委託事業

令和８年度　障害者差別解消法　講演会

参加費無料

誰もが大切にされる地域に

～障害者差別解消法の理解を深め合理的配慮について考える～

平成２８年４月１日に障害者差別解消法が施行されました。この法律は障害のある人への差別をなくし誰もが共に生きる地域社会をつくることを目指しています。また、令和６年４月から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されています。合理的配慮について知り、できることを一緒に考えていきましょう。

と　き：令和８年 11月 28 日（土）13:30～15:30

ところ：三次市福祉保健センター　４階　ふれあいホール

（三次市十日市東三丁目１４番１号）

対象者：市内在住・在勤・在学の方ならどなたでも

講　師

田川　雄一氏　（広島国際大学 健康科学部社会学科講師）



＜プロフィール＞

広島国際大学健康科学部社会学科社会福祉学専攻にて、社会福祉士と精神保健福祉士の養成に携わる。現在は大学の取り組みとして、学生たちとともに立ち上げた難病患者を支援する新たな仕組みづくりとして活動し、当事者、地域の医療・福祉専門職、企業と連携。

【参加申込】　（申込締切 11月18日）

電話・メール・二次元コード・裏面申込書にてお申込ください。当日参加も可能。

＊要約筆記・手話通訳を希望の方は、11月18日までにご連絡ください。

二次元コードからもお申込みできます

【お問い合わせ】

三次市障害者支援センター
電話（0824）65-1131　FAX（0824）65-1132
メール　miyoshissc@aa.wakwak.com

＊当日は、記録および広報を目的に会場内の写真撮影を行います。
撮影した写真は各種広報物に使用される場合があります。ご了承ください。

＊状況によっては中止の可能性もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

【主催】三次市障害者支援ネットワーク連絡会議

＜参加申込書＞

FAX ：0824-65-1132

三次市障害者支援センター　行

11月28日　開催

令和8年度　障害者差別解消法 講演会

氏 名	住　所 （または事業所名）	連 絡 先 （連絡のつく電話番号等）	要約筆記・手話通訳を 希望の場合はマル印 （例） （要約筆記）　手話通訳
			要約筆記　手話通訳
			要約筆記　手話通訳
			要約筆記　手話通訳
			要約筆記　手話通訳

お申込みに際してご提供いただいた個人情報は、講演会の運営および必要なご連絡の目的以外には一切使用いたしません。

◆　申込締切：11月18日(水)　◆